

議案第60号

米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成28年5月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

市民の利便の向上および事務の効率化を図るため、福祉医療事務および生活に困窮する外国人の保護に関する事務において個人番号を利用することに伴い、所要の規定を整備するため、この案を提出するものである。

米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年米原市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「条例で定める事務は、」の次に「別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務および」を加え、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 別表第 2 の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

付則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第 1（第 4 条関係）

| 執行機関 | 事務 |
|------|---|
| 市長 | 米原市福祉医療費助成条例（平成 17 年米原市条例第 93 号）による乳幼児および児童・生徒の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| | 米原市福祉医療費助成条例による重度心身障がい者（児）の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| | 米原市福祉医療費助成条例による母子家庭の母等および児童ならびに父子家庭の父等および児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| | 米原市福祉医療費助成条例によるひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| | 米原市老人福祉医療費助成条例（平成 17 年米原市条例第 111 号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |

| | |
|--|--|
| | 生活に困窮する外国人に対する保護の決定および実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの |
|--|--|

別表第2（第4条関係）

| 執行機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|------|---|--|
| 市長 | 米原市福祉医療費助成条例による乳幼児および児童・生徒の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施または就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額またはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国民健康保険法（昭和33年</p> |

法律第 192 号) による保険給付の支給または保険料の徴収に関する情報 (以下「国民健康保険関係情報」という。) であって規則で定めるもの

(5) 児童扶養手当法 (昭和 36 年法律第 238 号) による児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの

(6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号) による特別児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「特別児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの

(7) 住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 7 条第 4 号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で定めるもの

(8) 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) による後期高齢者医療給付の支給に関する情報 (以下「後期高齢者医療関係情報」という。) であって規則で定めるもの

(9) 生活に困窮する外国人に対する保護の決定および実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の

| | |
|--|--|
| | 徴収に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。） であって規則で定めるもの |
| 米原市福祉医療費助成条例による 重度心身障がい者（児）の医療費 の助成に関する事務であって規則 で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (8) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの (9) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 米原市福祉医療費助成条例による 母子家庭の母等および児童ならび に父子家庭の父等および児童の医 療費の助成に関する事務であって 規則で定めるもの | <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当関係情報であ |

| | |
|---|---|
| | <p>って規則で定めるもの</p> <p>(6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 米原市福祉医療費助成条例によるひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <p>(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 米原市老人福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>則で定めるもの</p> <p>(3) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| | <p>生活に困窮する外国人に対する保護の決定および実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当または国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>則で定めるもの</p> <p>(6) 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当または特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施もしくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> |
| <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費もしくは特例障害児相談支援給付費の支給または障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| <p>児童福祉法による負担能力の認定または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> | <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| <p>地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関</p> | <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> |

| | |
|--|-------------------------|
| する事務であって規則で定めるもの | |
| 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）による改良住宅の管理もしくは家賃もしくは敷金の決定もしくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものまたは寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付または配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| 介護保険法による保険給付の支給 | 外国人生活保護関係情報であって |

| | | |
|--|--|-------------------------|
| | 、地域支援事業の実施または保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 規則で定めるもの |
| | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| | 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給または地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表

| 改正後 | 現 行 | | | | |
|---|--|----|----|--------------------------------|--|
| <p>米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(個人番号の利用)</p> <p>第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務および市の執行機関が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p><u>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>別表第1 (第4条関係)</p> | <p>米原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(個人番号の利用)</p> <p>第4条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、市の執行機関が行う番号法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</p> <p><u>2 略</u></p> <p><u>3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p> <p>第5条 略</p> | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 1305 360 1353">執行機関</th> <th data-bbox="360 1305 1115 1353">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 1353 360 1398">市長</td> <td data-bbox="360 1353 1115 1398">米原市福祉医療費助成条例(平成17年米原市条例第93号)によ</td> </tr> </tbody> </table> | 執行機関 | 事務 | 市長 | 米原市福祉医療費助成条例(平成17年米原市条例第93号)によ | |
| 執行機関 | 事務 | | | | |
| 市長 | 米原市福祉医療費助成条例(平成17年米原市条例第93号)によ | | | | |

る乳幼児および児童・生徒の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

米原市福祉医療費助成条例による重度心身障がい者（児）の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

米原市福祉医療費助成条例による母子家庭の母等および児童ならびに父子家庭の父等および児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

米原市福祉医療費助成条例によるひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

米原市老人福祉医療費助成条例（平成17年米原市条例第111号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

生活に困窮する外国人に対する保護の決定および実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

| <u>執行機関</u> | <u>事務</u> | <u>特定個人情報</u> |
|-------------|--|---|
| 市長 | <u>米原市福祉医療費助成条例による乳幼児および児童・生徒の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u> | (1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福</u> |

祉法(昭和35年法律第37号)
にいう知的障害者に関する
情報(以下「障がい者関係情
報」という。)であって規則
で定めるもの

(2) 生活保護法(昭和25年
法律第144号)による保護の
実施または就労自立給付金
の支給に関する情報(以下
「生活保護関係情報」とい
う。)であって規則で定める
もの

(3) 地方税法(昭和25年法
律第226号)その他の地方税
に関する法律に基づく条例
の規定により算定した税額
またはその算定の基礎とな
る事項に関する情報(以下
「地方税関係情報」という。)
であって規則で定めるもの

(4) 国民健康保険法(昭和33
年法律第192号)による保険
給付の支給または保険料の
徴収に関する情報(以下「国
民健康保険関係情報」とい

う。)であって規則で定める
もの

(5) 児童扶養手当法(昭和 36
年法律第 238 号)による児童
扶養手当の支給に関する情
報(以下「児童扶養手当関係
情報」という。)であって規
則で定めるもの

(6) 特別児童扶養手当等の
支給に関する法律(昭和 39
年法律第 134 号)による特別
児童扶養手当の支給に関す
る情報(以下「特別児童扶養
手当関係情報」という。)で
あって規則で定めるもの

(7) 住民基本台帳法(昭和 42
年法律第 81 号)第 7 条第 4
号に規定する事項(以下「住
民票関係情報」という。)で
あって規則で定めるもの

(8) 高齢者の医療の確保に
関する法律(昭和 57 年法律
第 80 号)による後期高齢者
医療給付の支給に関する情
報(以下「後期高齢者医療関

| | |
|---|--|
| | <p><u>係情報」という。)であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(9) 生活に困窮する外国人に対する保護の決定および実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u></p> |
| <p><u>米原市福祉医療費助成条例による重度心身障がい者(児)の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> | <p><u>(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p> |

| | |
|--|--|
| | <p>(8) <u>後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(9) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> |
| <p><u>米原市福祉医療費助成条例による母子家庭の母等および児童ならびに父子家庭の父等および児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> | <p>(1) <u>障がい者関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(4) <u>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(6) <u>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(7) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(8) <u>後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(9) <u>外国人生活保護関係情報</u></p> |

| | |
|---|---|
| | 報であって規則で定めるもの |
| 米原市福祉医療費助成条例によるひとり暮らし寡婦およびひとり暮らし高齢寡婦の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | <p>(1) 障がい者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> |
| 米原市老人福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する | (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

| | |
|--|--|
| <p><u>る事務であって規則で定めるもの</u></p> | <p>(2) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(4) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(6) <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> |
| <p><u>生活に困窮する外国人に対する保護の決定および実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> | <p>(1) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(4) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当</u></p> |

または国民年金法等の一部
を改正する法律（昭和 60 年
法律第 34 号）附則第 97 条第
1 項の福祉手当の支給に関
する情報であって規則で定
めるもの

(5) 母子保健法（昭和 40 年
法律第 141 号）による養育医
療の給付または養育医療に
要する費用の支給に関する
情報であって規則で定める
もの

(6) 児童手当法（昭和 46 年
法律第 73 号）による児童手
当または特例給付の支給に
関する情報であって規則で
定めるもの

(7) 介護保険法（平成 9 年法
律第 123 号）による保険給付
の支給、地域支援事業の実施
もしくは保険料の徴収に関
する情報であって規則で定
めるもの

(8) 障害者の日常生活及び
社会生活を総合的に支援す

| | |
|--|--|
| | <p><u>るための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> |
| <p><u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費もしくは特例障害児相談支援給付費の支給または障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> | <p><u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> |
| <p><u>児童福祉法による負担能力の認定または費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> | <p><u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> |
| <p><u>地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> | <p><u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> |
| <p><u>公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による公営住宅の管理に関する事務であって規則で</u></p> | <p><u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> |

| | |
|--|--------------------------------|
| <u>定めるもの</u> | |
| <u>住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）による改良住宅の管理もしくは家賃もしくは敷金の決定もしくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの</u> | <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> |
| <u>老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u> | <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> |
| <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものまたは寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの</u> | <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> |
| <u>母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u> | <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> |
| <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平</u> | <u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> |

| | |
|---|-------------------------------------|
| <u>成6年法律第 30 号) による支 援給付または配偶者支援金の 支給に関する事務であって規 則で定めるもの</u> | |
| <u>介護保険法による保険給付の 支給、地域支援事業の実施また は保険料の徴収に関する事務 であって規則で定めるもの</u> | <u>外国人生活保護関係情報であ って規則で定めるもの</u> |
| <u>障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための 法律による自立支援給付の支 給または地域生活支援事業の 実施に関する事務であって規 則で定めるもの</u> | <u>外国人生活保護関係情報であ って規則で定めるもの</u> |
| <u>子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) による子ども のための教育・保育給付の支給 または地域子ども・子育て支援 事業の実施に関する事務であ って規則で定めるもの</u> | <u>外国人生活保護関係情報であ って規則で定めるもの</u> |

付 則

この条例は、公布の日から施行する。